



認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会報告書の概要について

予防課

死者7名、負傷者3名が発生した長崎県大村市の認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」における火災（平成18年1月8日）を踏まえ、消防庁では、「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会」を設置し、今回の火災の概要の把握と課題の整理、認知症高齢者等が入所する施設における消防用設備等及び防火管理等の防火安全対策のあり方について検討し、報告書を取りまとめました。

消防庁では、この報告書に基づき、関係省庁と協議を行い、速やかに政省令の改正を行っていきます。

1 火災の概要

(1) 出火日時等

- ア 出火日時：平成18年1月8日（日）2時19分頃（推定）
- イ 覚知日時：平成18年1月8日（日）2時32分
- ウ 鎮圧日時：平成18年1月8日（日）4時05分
- エ 鎮火日時 平成18年1月8日（日）5時05分

(2) 建物概要等

- ア 所在地 長崎県大村市陰平町2245-1番地
- イ 名称 グループホーム「やすらぎの里さくら館」
- ウ 構造 鉄筋コンクリート造一部木造平屋建て
- エ 面積 建築面積304.2㎡、延べ面積279.1㎡

(3) 気象状況（平成18年1月8日 2時00分現在）

- 天 候：曇り 風 向：南南東 風 速：1m/s
- 気 温：0℃ 湿 度：81%

(4) 被害状況

- ア 死傷者等
 - ・死者7名（入所者7名：うち男性1名、女性6名）
 - ・負傷者3名（入所者2名、施設職員1名：女性3名）
- イ 焼損程度 279.1㎡（建物1棟全焼）

2 建物の使用状況等

(1) 用 途

福祉施設（消防法施行令別表第一（6）項口）

(2) 収容人員等

- ア 収容人員 入所者9名、従業者9名、計18名（防火管理の義務なし）
- イ 火災時の在館人員 入所者9名、施設職員1名

(3) 消防用設備等の設置状況

消火器、誘導灯

3 消防隊の活動概要

(1) 消防隊の出場状況

- ア 消防本部

2時34分、一次出動	大村消防署	5台	16名
2時57分、二次出動	諫早消防署	3台	7名
支援出動（非番者等）		5台	20名
計		13台	43名

イ 消防団

一次出動	7台	117名（3個分団）
二次出動	3台	20名（4個分団）
計	10台	137名（7個分団）

4 火災原因等の状況

(1) 出火箇所

施設内北側の共用室居間ソファ付近

(2) 出火原因

タバコによる失火については、十分考えられるものの可能性は低く、ライターによる着火についての可能性が高いと推察される。

(3) 発見状況

仮眠中の女性職員が「パチパチ」という音に気づき、共用室に行くとソファなどが燃えており、炎は天井まで届き少し横へ広がっていた。

(4) 初期消火状況

1名の施設職員が、ABC粉末消火器で初期消火を試みたが、消火できずに断念した。

(5) 通報状況

職員が助けを求めに施設外へ走り出て、県道を通行の1台目の車は通過したが、2台目のトラックが止まり、その運転手から渡してもらった携帯電話で通報した（110番）。

(6) 避難・救出状況

避難誘導は、特に行われていない。職員及び駆けつけた警察官が、施設東側及び西側の居室（いずれも施設の南部分に位置する。）から、計4人を救出した。



火災発生後の「やすらぎの里さくら館」の外観



(7) 延焼拡大状況

共用室居間から立ち上がった炎は、共用室の天井及び小屋裏へ延焼し、時間を置かず共用室に面する各居室へ延焼していったと考えられる。

5 認知症高齢者グループホームの法令上の位置付け

認知症高齢者グループホームとは、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づく「認知症対応型老人共同生活援助事業（認知症対応型共同生活介護）」が行われる共同生活を営むべき住居として設けられた建築物をいう。

なお、認知症高齢者グループホームは、平成12年4月1日から介護保険法（平成9年法律第123号）が施行されたことに伴い設けられるようになったものであり、比較的新しい形態の施設である。

6 認知症高齢者グループホームの特性について

認知症高齢者グループホームの特性を整理すると、次のようになる。

- (1) 自力避難困難者が入所している場合、職員1人で火災時に全入所者を短時間で避難させることが困難である。
- (2) 建物構造は、防火上脆弱なものが多い

7 認知症高齢者グループホームの防火上の課題について

認知症高齢者グループホームの防火上の課題を人的要因及び施設の要因などの観点から整理すると、次のようになる。

- (1) 出火防止・着火防止に係る課題
- (2) 火災の早期発見に係る課題
- (3) 火災時の消防機関に対する通報に係る課題
- (4) 初期消火・延焼拡大防止に係る課題
- (5) 避難に係る課題
- (6) 教育・訓練等防火管理に係る課題
- (7) 用途の判定に係る課題

8 認知症高齢者グループホームにおいて講ずべき防火対策について

上記の防火上の課題を踏まえ、その上で講ずべき防火対策の基本的な考え方を整理すると、次のようになる。

- (1) 入所者の安全を最優先に考え、併せて関係者が安心して入所者のケアを行うことが重要であり、これらのことを踏まえて防火安全対策を講ずることが必要である。
- (2) 入所者は、認知症であるとともに要介護者を含む高齢者であり、火災時に全入所者が短時間で避難することが困難であることから、火災の早期発見及び迅速な消防機関への通報が必要とされるのと同時に、初期消火及び火災拡大防止についても、管理者に対して徹底していく必要がある。
- (3) 自宅で使用していた物を引き続き使用し、生活環境が急激に変化しないように配慮し、衣類、寝具類等の一定の個人所有物品の持込みは認めるべきである。

前記の基本方針を踏まえた防火対策として、具体的には次のものが挙げられる。

(1) 出火原因となる火気の使用又は取扱いの適切な管理等

喫煙については、禁煙を強要することは困難であるが、一定の場所で喫煙を行う等の一定の管理を行うとともに、その実効性を確保するような管理体制を構築することが必要である。また、共用で用いる調理器具・暖房器具のうち裸火を用いたり、表示面温度が高くなるものを入所者が使用する場合には、職員が火災危険性に十分配慮して対応するとともに、個人持込みの暖房器具については、経年劣化や不適切な使用方法による出火が起きないように十分に留意する必要がある。

さらに、火災の延焼拡大を防止するため、共用室の収容物には防火性能を有したものを使用することが望まれる。

(2) 火災を早期に感知し、在館者に報知する自動火災報知設備の設置

火災による温度上昇や煙を自動的に感知し、火災の初期段階で職員及び入所者に対して火災警報を発する自動火災報知設備を設置すべきである。

なお、自動火災報知設備に代えて住宅用火災警報器を活用する場合、住宅用火災警報器の火災信号が移報され、廊下や職員事務室でも火災警報音が鳴動するシステムとすることを前提に認めることが適当である。

(3) 消防機関へ通報する火災報知設備の設置

火災時において職員は初期消火又は避難介助に専念すべきであり、また、通常の電話を使用して消防機関に通報した場合は、電話の操作や所在地等火災に関する情報の伝達に時間を要するという問題点があるため、消防機関へ通報する火災報知設備を設置し、押しボタン又は自動火災報知設備若しくは住宅用火災警報器等の作動と連動して火災発生後迅速に消防機関へ火災を通報できるようにする必要がある。

(4) 個室及び共用室に対する住宅用スプリンクラー設備の設置等

夜間に火災が発生した場合、1人の職員では、短時間に全入所者を屋外に避難させることが難しいことから、火災時の熱により自動的に放水することができるスプリンクラー設備を設置すべきである。しかし、可燃性の家具、調度類等の量が一般住宅と同程度であること、各居室も一般住宅と同程度の面積を有すること、建物規模が小さいこと等の認知症高齢者グループホームの特性に加え、事業主の経済的負担を考慮すれば、一定の防火安全性能が認められる範囲で、スプリンクラー設備に代えて水道の水圧により火災時に自動的に放水することができる住宅用スプリンクラー設備の設置を認めることが適当である。

なお、次の場合には全ての入所者が安全な時間内に避難しうると考えられることから、住宅用スプリンクラー設備を設置しないことができると考えられる。

ア 一定の面積以下に防火区画を形成した場合（一定面積以



下に防火区画が形成されれば、出火区画内の入所者が安全な時間内に当該防火区画外に避難しうると考えられる。）

イ 一般住宅と同程度に小規模な認知症高齢者グループホーム（例えば、平屋建ての一定面積以下のものにあつては、火災時における火点の確認と初期対応が迅速に行えること、入所者数が少ないこと、安全な時間内に容易に屋外に避難することができると等の防火上の特性を有すると考えられる。）

（５）防火管理者の選任を義務付ける対象の拡大

① 防火管理者の選任等の防火安全対策

日常的な火気の使用又は取扱いの管理を実施すること、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、住宅用スプリンクラー設備等の消防用設備等についても日常的に点検を行うこと等が必要であるため、現在収容人員30人以上の消防法第8条に基づく防火管理者の選任及び防火管理業務の実施義務について、この対象を広げる必要があり、収容人員7人以上の認知症高齢者グループホームについては消防法第8条に基づく防火管理者の選任及び防火管理上業務の実施義務を課すべきである。

② 消防計画に定める教育・訓練等防火管理上必要な業務

①で述べたとおり、消防法第8条に基づく防火管理を義務付けることで、当該防火管理者により防火に関する行動計画書（対応マニュアル）である「消防計画」が作成され、消火、避難等の訓練を少なくとも年2回以上実施することが義務付けられる。

なお、消防計画と「指定居宅サービス等の事業の人員設備及び運営に関する基準」第173条で準用する第103条に規定される「非常災害に関する具体的な計画」と整合性をとることに留意する必要がある。

9 認知症高齢者グループホームの実態を踏まえた防火安全対策を推進するための留意事項

（１）事業主にとって過大な経済的負担とならないように一定の性能を確保しつつ、安価なシステムが構築できるように努力する必要がある。

（２）既存の認知症高齢者グループホームでは、改築を要する場合も考えられること、経済的にも相当の負担であることに配慮し、5年程度の猶予期限が必要である。

（３）認知症ケアに配慮した住環境を大切にしていることから、防火安全対策を推進する上でも入所者のケアに十分に配慮する必要がある。

（４）既存の認知症高齢者グループホームにあつては、既に管理体制や入所者の特性が明らかになっていることから、その設置場所、構造、設備、管理、入所者の状況を踏まえ、例えば、次の（ア）から（ウ）に該当するものは、十分な防火管理体制が構築されていることを条件に住宅用スプリンクラー設備を設置しないことができると考えられる。

（ア）各居室から廊下や玄関を通して屋外へ至る避難経路の他に、廊下を経由しなくても直接屋外へ避難すること

ができ、全ての入所者が安全な時間内に避難しうるもの。ただし、施錠等により入所者が容易に屋外へ避難できない場合、入所者の特性を踏まえると開口部が容易に避難できる構造でない場合、2階以上の階に入所する者の特性を踏まえると容易に屋外に避難することが困難な場合等で、安全な時間内の避難介助が期待できない場合には、住宅用スプリンクラー設備の設置が必要である。

（イ）建物の構造特性、入所者の避難特性、職員の勤務体制等を踏まえ、夜間も含めて複数の職員がいる等により初期消火の確実な実施と安全な時間内に全ての入所者が容易に屋外へ避難できるもの。

（ウ）近隣協力者との取り決めにより、自動火災報知設備連動で近隣協力者に火災警報が伝達され、それによって避難介助が保障されて、全ての入所者が安全な時間内に避難しうるもの。

10 認知症高齢者グループホームと同様の火災危険性を有する施設の防火安全対策

認知症高齢者グループホーム以外の自力避難が困難な者が入所している施設についても、各施設の利用者の特性やサービス内容等を勘案しつつ、認知症高齢者グループホームにおける防火安全対策を踏まえて別途検討する必要がある。これらの施設についても、住宅用スプリンクラー設備の設置を要しないものの要件は、認知症高齢者グループホームと同様に整理することが考えられる。

なお、通所サービスのみを提供する施設や、自宅や個人家庭と同様の居住形態において家族等が日常生活の面倒を見て一定時間の介護サービスを受ける場合は、検討の対象から除くことが適当である。

認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会委員

委員長：室崎 益輝	独立行政法人消防研究所理事長
副委員長：野村 勲	日本大学理工学部建築学科教授
委員：川尻 良夫	厚生労働省老健局計画課長
委員：佐々木勝則	特定非営利活動法人全国認知症グループホーム協会常任理事
委員：佐竹 哲男	東京消防庁予防部長
委員：次郎丸誠男	危険物保安技術協会理事長 （元消防研究所所長）
委員：寺村 映	総務省消防庁予防課長
委員：長谷川彰一	総務省消防庁消防・救急課長
委員：兵頭美代子	主婦連合会会長
委員：宮本 英機	千葉市消防局予防部長
委員：山下 純治	長崎県中央地域広域市町村圏組合消防本部次長
委員：山田 常圭	独立行政法人消防研究所 プロジェクト研究部長
オブザーバー	
磯部 孝之	国土交通省住宅局建築指導課 建築物防災対策室防災企画係長
川原 邦博	長崎県総務部危機管理・消防防災課長